

WIPO 仲裁・調停による知的財産権紛争の解決

WIPO 仲裁調停センター*

はじめに

知的財産権は、権利の商業化やライセンスの締結を活性化し、ビジネスモデルにおける重要な要素となっている。そのため、世界各国において最新技術を伴う発明などの権利保護が必要となり、大規模な権利出願が世界中で行われている。このように知的財産権の取引が国際的規模となるにつれ、紛争の数もまた増加している。

かような知的財産権関係事件は法廷で争うこともできるが、知的財産権の特異な性質を考えると訴訟は必ずしも有効な手段ではないといえる。知的財産権の保護範囲は属地性を伴うものであるから、裁判所では国ごとの法律に個別に対応しなければならず、訴訟は長期戦となり、高額な費用を伴う可能性が高い。また、複数国で同一の訴訟物について争う場合、相反する判決が下される恐れがあるうえ、判決の執行手続きもまた国別に異なる。

このような状況を踏まえ、知的財産権の権利者や利用者は法廷外紛争解決（「ADR」）の有用性が極めて高いことを認識し始めている。ADRを利用した紛争解決は後述する通り、次の点において有益だからである。まず、複数国における複雑な訴訟を単一の手続にまとめて解決することができる。また、紛争当事者は手続の過程において多くの裁量権を持つ。調停人、仲裁人、および専門家ら紛争の第三者は紛争当事者に対して中立であるし、適用法、手続言語、および紛争解決機関についても中立公平となる選択肢をとることができる。紛争当事者は調停人、仲裁人、および専門家を指名することができ、また専門分野（法律、

技術、あるいはビジネスの経歴を問わず）をあらかじめ考慮することができる。多くの場合、ADR手続は極秘に行われ、和解内容が公になることもない。これは知的財産権が極秘情報やトレードシークレットなどに関連している場合、とくに重要である。さらに、仲裁の場合、仲裁判断は最終判断であり、通常は上訴を伴わない。仲裁判断は後述の通り、1958年の外国仲裁判断の承認および執行に関する条約（「ニューヨーク条約」）により執行することができ、仲裁判断の内容が裁判所で再審理されることなく国際的に執行される。

本稿ではWIPO仲裁調停センター（「WIPOセンター」）について、またWIPO調停および仲裁を利用した紛争解決について解説する。本稿を通じて、知的財産権関係事件についてADRを利用することが読者により身近なものとなれば幸いである。

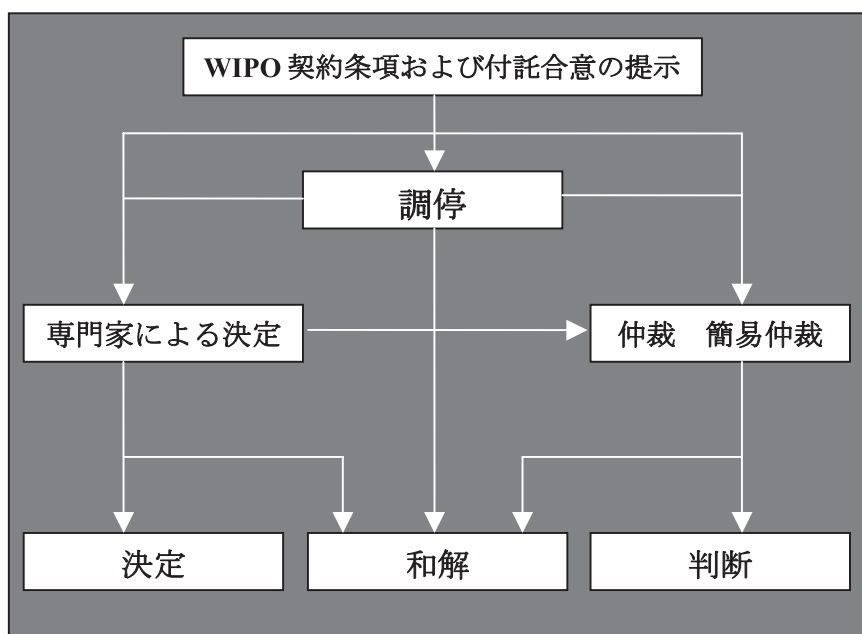
I. WIPO 仲裁調停センターについて

1. WIPO 仲裁調停センターのサービス

WIPOセンターでは、下記の規則に基づいたADRのサービスを提供している。¹⁾

- ・ WIPO 調停規則²⁾：紛争当事者に拘束力のない手続で、当事者に中立的な第三者である調停人は、紛争当事者が紛争解決を行う過程を支援する。

* 文責：WIPO仲裁調停センター、畑中麻子（リーガルスタッフ）。本稿は、WIPO仲裁調停センターがこれまでに出版した数々の文献を基に執筆されている。



図表1 WIPO センターのADR

- ・ WIPO 仲裁規則：一人，または複数の仲裁人により決定される拘束力のある仲裁判断により紛争解決を行う。仲裁判断は，ニューヨーク条約により国際的に執行することが可能。
- ・ WIPO 簡易仲裁規則：WIPO 仲裁手続きと比べ，短期間，また低コストで行う仲裁。仲裁判断は単独の仲裁人により行われ，上記の仲裁手続きと同様に仲裁判断を国際的に執行することが可能。
- ・ AGICOA のための WIPO 簡易仲裁規則：AGICOA (Association of International Collective Management of Audiovisual Works) は独立プロデューサーが製作した作品の再放送時に支払われるロイヤリティーの追跡および分配の管理を職務とする国際非営利団体である。同規則は，AGICOA に属する権利保持者がおこなっている独自の状況を勘案し，AGICOA の要請に基づいて制定された。AGICOA に所属する複数の権利者が同一の権利を主張する場合 (同一の領域，放送期間，放送言語にかかる権利など)，AGICOA 紛争解決規則 (AGICOA Conflict

Rules) に従って提示される勧告により紛争解決を行うことができる。³⁾ その勧告が紛争当事者により受諾されない場合，AGICOA 紛争解決規則の第46条に従い，紛争当事者はAGICOA のためのWIPO 簡易仲裁規則を利用することができる。⁴⁾ 同規則はWIPO 簡易仲裁規則を基盤として草案されており，AGICOA 独自の要件を考慮にいたした若干の修正を加えてある。

- ・ WIPO 専門家による決定⁵⁾：単独の，あるいは複数の専門家による判断を仰ぎ，付託事項についてそれらの専門家による決定を求める手続。紛争当事者がその他の合意をしない限り，決定は拘束力をもつ。

このほか，WIPO センターでは下記のサービスも提供している。

- ・ 将来における紛争に備えるため，WIPO センターのADR 手続き利用を想定した推奨契約条項の作成支援
- ・ WIPO センター以外の紛争解決機関で手続きを進める当事者が希望する場合，一定の手数

料のもと、中立の第三者（調停人あるいは仲裁人）を推薦し、詳細な経歴を提供

- ・ AGICOAのためのWIPO簡易仲裁規則のように、ビジネスや産業別の用途に基づいた紛争解決手続規則を起草
- ・ 仲裁人および調停人のためのトレーニングコース、および知的財産権紛争の解決をテーマとしたセミナーの開催

2. ADRを利用するメリット

裁判所における訴訟手続と比較した場合、ADRを利用した知的財産権紛争の解決のメリットには次のような点が挙げられる。

・ 単一の手続き

ADRを利用することにより、複数の国にまたがる知的財産権の紛争を単一の手続きによって解決することができる。その結果、訴訟費用を削減し、複数国における訴訟の複雑さを回避するのみならず、管轄権ごとに相反する判決が下されるようなリスクを避けることができる。

・ 紛争当事者の幅広い裁量権

ADRにおいては紛争当事者が手続きをオーダーメイドに仕立てることができるため、紛争解決の過程を当事者がコントロールすることができる。裁判所と異なり、紛争当事者がもっとも適当と考える人物を中立人として指名し、事件解決をはかることもできる。さらに、適用法、仲裁や調停を行う場所、さらには紛争手続の言語を紛争当事者が決定することができる。このような幅広い裁量権は紛争手続を迅速化し、より効率のよい手法を取ることを可能にする。これにより、紛争解決にかかる費用の削減にもつながる。

・ 中立性

ADRは適用法、手続き言語、当事者の文化的背景などの点において中立に仕立てることができる。そのため、裁判所での訴訟と異なり、一方の当事者が地の利を得ることで適用法や訴訟手続などについて優位な戦略をとることを避けること

ができる。

・ 秘密性

ADR手続は非公開である。したがって、紛争当事者は、手続きおよび紛争解決の結果を極秘にするよう合意することができる。それによって当事者が紛争解決をすることの利益に注力することができ、外部からの批判や評判などを気にかける必要がなくなる。この秘密性はビジネス上の評判やトレードシークレットなどが関係する紛争においては、殊のほか重要である。

・ 仲裁判断の最終的な拘束力

裁判所における判決が上級審で繰り返し争われる場合と異なり、仲裁判断については通常、上訴することができない。

・ 仲裁判断の執行力

「ニューヨーク条約」は仲裁判断について、国内裁判所により判断内容が再審されることなく執行されるよう規定している。これにより、国を超えた仲裁判断の執行が可能となる。

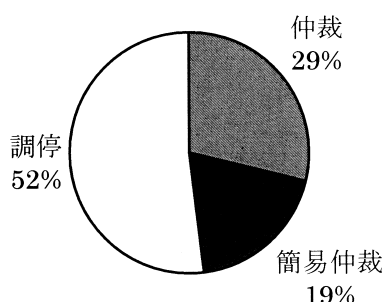
上記のようなADRのメリットにも関わらず、当事者が裁判所における紛争解決を選ぶ場合があることは否めない。ADRの自主性が仇となり、当事者の一方が紛争解決手続過程において非協力的な場合がそれである。これは紛争が契約内容に起因したものでない場合に起こりやすい。さらには、当事者が権利内容について明確にし、判決内容を先例効力のあるものとして第三者にも公にしたい場合、ADRのように当事者のみに拘束力のある判断よりも裁判所による判決が望まれることがある。

3. WIPOセンターにおける事件の統計

WIPOセンターが受理した仲裁および調停の事件数は2003年以降、毎年増加しており、2009年3月時点における事件総数は調停について80件、仲裁については110件を超えている。

下記は、WIPOセンターが受理した仲裁および

調停の事件数の内訳である。



図表2 WIPOセンター事件の内訳

上記の表にみられるように、事件総数の19%は簡易仲裁が占めている。WIPO簡易仲裁手続では時間、およびコスト削減のため、単独の仲裁人指名のみが可能であり、3名構成による仲裁廷は選択できない。WIPO仲裁の全体を見ると、71%の仲裁事件で単独の仲裁人が指名され、その他の29%については3名の仲裁人が選任されている。

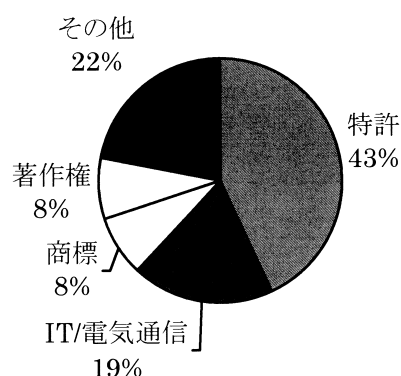
WIPOセンターが提供しているADRは、テクノロジー、ライフサイエンス、エンターテインメントなど知的財産権に関連した領域の紛争解決に特に適しているといえる。WIPO仲裁規則および簡易仲裁規則は知的財産権紛争の解決に有用な規則を規定している。例えば技術的な証拠の提示(実験、検証、合意の上での手引書および模型などに関する証拠)⁶⁾、仲裁廷による専門家の選任⁷⁾、および秘密保持⁸⁾などに関する規則がある。WIPOセンターにおけるADRは知的財産権の分野に限られたものでは無論なく、その他の分野に関連した紛争解決にも利用されている。

WIPOセンターの仲裁および調停の利用者の出身地は、日本を含め実に多種多様であり、なかでもアイルランド、アメリカ、イギリス、イスラエル、イタリア、インド、オーストリア、オランダ、スイス、スペイン、中国、デンマーク、ドイツ、パナマ、フィンランド、フランス、ルーマニアなどが挙げられる。最近の事例では、紛争当事者が中国、およびインドに在住している例がある。

これまで争われた紛争の対象物としては、特許権の侵害、特許ライセンス、IT/電気通信および

ソフトウェアライセンス、医薬品の物流契約書、著作権関連、R&D契約書、商標権の共存合意書、コンサル合意書、アートマーケティング合意書、ジョイントベンチャー合意書、知的財産権における労働権問題、エンジニアリングに関するもの、ドメイン名などがある。

下記のグラフにあるとおり、WIPOセンターに申立てされた紛争の多くは特許権に関連した内容であり、順にIT、著作権、および商標に関連した紛争となっている。



図表3 WIPOセンター事件の分野

WIPOセンターが受理した事件の中でも大規模なものに、複数国における特許権侵害訴訟を回避し和解に至った調停がある。本件においては、将来における紛争について、WIPO仲裁および調停規則に従い紛争解決を行うことに当事者が事前に合意をしていた。WIPOセンターの経験上、WIPO仲裁手続は特許権が関係するようなより複雑な紛争の解決に利用されており、他方、WIPO簡易仲裁は商標共存の合意書やソフトウェアライセンスなどが対象となる紛争解決に利用されているといえる。

その他WIPO簡易仲裁が利用された最近の事例に、欧州の企業とアジアの工場の間における商標共存の合意書について争われた事件がある。同簡易仲裁では共同体商標に詳しい仲裁人が指名され、簡易仲裁手続が開始されてから約6ヶ月で仲裁判断が下された。また、さらに迅速に解決を図ったWIPO簡易仲裁の例に、米国企業とアジアの銀行の間における争いがある。データプロセス

のサービスに関する契約書の違反について争われた本事件では、単独の仲裁人と紛争当事者が2日間の審問を行った後、被申立人による契約書の部分的違反が認められ、申立人へ損害賠償が支払われた。申立てから仲裁判断が下されるまでにかかった時間はわずか2ヶ月ほどであった。⁹⁾

申立てがされてから紛争解決に至るまでの期間は、WIPO調停の場合、2ヶ月から7ヶ月となっている。後者はパテントプールが問題となった事件で、2名の調停人による仲介により紛争解決に至った。WIPO仲裁については12ヶ月から24ヶ月、またWIPO簡易仲裁については5週間から18ヶ月であり、後者は複数の国における特許権侵害について争われた事件であった。仲裁の場合、商標の共存合意書に関する紛争のほうが特許権が関連する紛争より短期間で解決にいたる傾向があるといえる。

なお、WIPOセンターでは紛争手続きの電子化も図っている。紛争当事者が各国に散らばっているようなケースには特に有用で、米国と欧州のように遠隔地で争われる場合、紛争当事者、仲裁人およびWIPOセンターの間における応答や書面の提出においてWIPO電子手続(WIPO Electronic Case Facility (WIPO ECAF))が利用された例がある。¹⁰⁾

4. 仲裁適格について

知的財産権にまつわる仲裁事件数が増加している背景には、知的財産権関係事件の仲裁適格に関する議論が学術的なものとなり、実務上における意味合いが薄れてきている事実がある。知的財産権の授与には公序良俗の判断を伴うことから、仲裁適格が問題とされることが多かった。知的財産権は国家、あるいは国家機関により授与されるため、果たして一個人たる仲裁人がそれらの権能の是非について判断を下すことができるか否かという問題であった。¹¹⁾ 仲裁適格は仲裁人の権能が争われたとき、あるいはニューヨーク条約第V条(2)項に基づいて仲裁合意を執行するときに障害となりうる。¹²⁾

実務上、知的財産権の紛争そのものを仲裁に

よって解決することは多くの国において可能とされている。¹³⁾ 多くの場合、仲裁手続きにおいて争われるのは知的財産権の権原そのものについてではなく、権利の契約的側面についてだからである。仮に有効性の問題が被告による答弁の場面で指摘されたとしても、仲裁人が知的財産権について有効、あるいは無効だと判断する必要はなく、一連の権利について判断するにあたり考慮に入れば十分だと考えられる。¹⁴⁾ いずれの場合においても、多くの国では、有効性についての判断が仲裁人によってなされたとしてもその効力は紛争当事者間にとどまり、第三者に効力がおよぶわけではないとされる。なお、WIPOセンターにおける仲裁では仲裁適格が問題となったことはない。

5. WIPO調停手続について

調停では、紛争当事者に中立な立場の調停人と共に、両者にとって満足のいく和解方法を探る。WIPOセンターにおける経験では、WIPO調停の多くは和解によって解決している。調停は効率的で低コストな手続きであるのみならず、紛争当事者がビジネス関係を良好に温存したい場合、あるいはより発展させたい場合に魅力的な選択肢となる。紛争解決手続きや重要な機密情報を当事者が管理し、さらには双方の評判を傷つけることなく迅速に解決に至ることができるからだ。

調停の主な特徴は次の通りである。

- ・紛争当事者によって管理され、拘束力をもたない手続き

調停に参加する当事者は、紛争解決による結論を承諾する義務がない。また、仲裁人や判事と異なり、調停人は紛争に関する判断を行うことはない。調停人はむしろ紛争の和解に至る過程において紛争当事者を助ける立場にある。¹⁵⁾

紛争当事者が調停へ紛争を付託することに合意をしても、調停を継続することに意味がないと判断した場合、いつでも調停手続きを辞退することができる。もっとも実務上は、調停へ付託合意した当事者は、一般に積極的に調停手続きへ参加し

ている。調停の開始に合意した当事者は、調停人と話し合いの上、どのように手続きを進めていくかについて決定することができる。

・ 秘密性

調停においては、当事者が極秘に留めたいと判断した情報について情報開示を強制されることはない。仮に、紛争解決を図るためにそのような機密情報の開示が必要だと判断された場合でも、WIPO 調停規則のもとではその情報は調停手続きの範囲外で、例えば訴訟手続きや仲裁などで、公開されることはない。

WIPO 調停規則のもとでは、調停手続きの結果の存在すら極秘である。このような調停の秘密性は、当事者がより自由に、また積極的に話し合いを進める引き金となり、メディアなどの反応に過敏になる必要がなくなる。

・ 利益に基づく手続き

裁判所における訴訟や仲裁の場合、判決や仲裁判断は係争内容や適用法に基づいて下される。他方、調停の場合、ビジネス上の利害関係をベースとした紛争解決を進めることができる。その結果、過去のビジネス関係のみならず、将来の双方の利益を見据えた解決策をとることができる。

調停は拘束力がなく秘密であるため、紛争解決に伴うリスクは最小限に留まり、むしろ利益の方が多い。また、和解に至らなくとも、紛争内容をより明確にし争点を定めることができるため、調停が無駄におわることはないという考え方もある。調停は仲裁や訴訟を始める準備となるからだ。

紛争当事者は将来の、あるいは既存の紛争を WIPO 調停に付託することができる。そのためには、WIPO 調停規則による調停について当事者が合意をする必要がある。WIPO 調停規則は手続きについて最小限の規定を設けているのみなので、当事者が調停手続きを最大限、また自主的に管理することができる。

WIPO 調停における WIPO センターの役割としては、次のようなものがあげられる。

- ・ WIPO パネル名簿の中から、紛争当事者が調停人を選任し指名するにあたっての支援
- ・ 紛争当事者と協議の上、調停人の報酬やその他の金銭面について決定するための支援
- ・ 調停がジュネーブの WIPO ビル内において行われる場合は、会議室や控え室を無料で提供
- ・ 翻訳、通訳、事務手続きなど、その他当事者が必要とするあらゆる側面について支援

WIPO センターでは、調停にかかる費用が最小限になるよう、紛争当事者および調停人を支援する。そのため、WIPO センターでは2種類の費用を設定している。

- ・ 調停手続き手数料：紛争で請求される金額の 0.10% (10,000 米ドルを上限とする)
- ・ 調停人に対する報酬：調停人が指名される際に交渉、かつ決定される。紛争の複雑さや経済的重要性、また調停人の経歴などが考慮される。報酬額について時間給、および日給別に目安設定が公開されている。¹⁶⁾

6. WIPO 仲裁手続について

仲裁手続は紛争当事者の合意にもとづき、拘束力ある紛争解決の判断を単独のあるいは複数の仲裁人に委ねるものである。仲裁を選択することで、裁判所における訴訟に代わる私的な紛争解決手続きをとることができる。

仲裁はコストメリットを伴うべきである。紛争当事者、および仲裁人と協議することで、WIPO センターは仲裁にかかる諸費用が妥当な範囲に留まるよう支援する。当然ながら、費用を低く抑えるためには、効率的な手続き進行が鍵となる。

・ 当事者の合意に基づく手続き

仲裁は当事者の双方が合意した場合にのみ行うことが可能なため、仲裁への付託合意を契約書に盛り込むことで契約書に起因する将来の紛争に備えることができる。他方、既存の紛争を仲裁へ付託するには、両当事者の合意を提示する必要がある。なお、仲裁の場合、調停と異なり当事者が一

方的に仲裁手続きの進行中に手続きを終了することはできない。

・当事者による仲裁人の指名

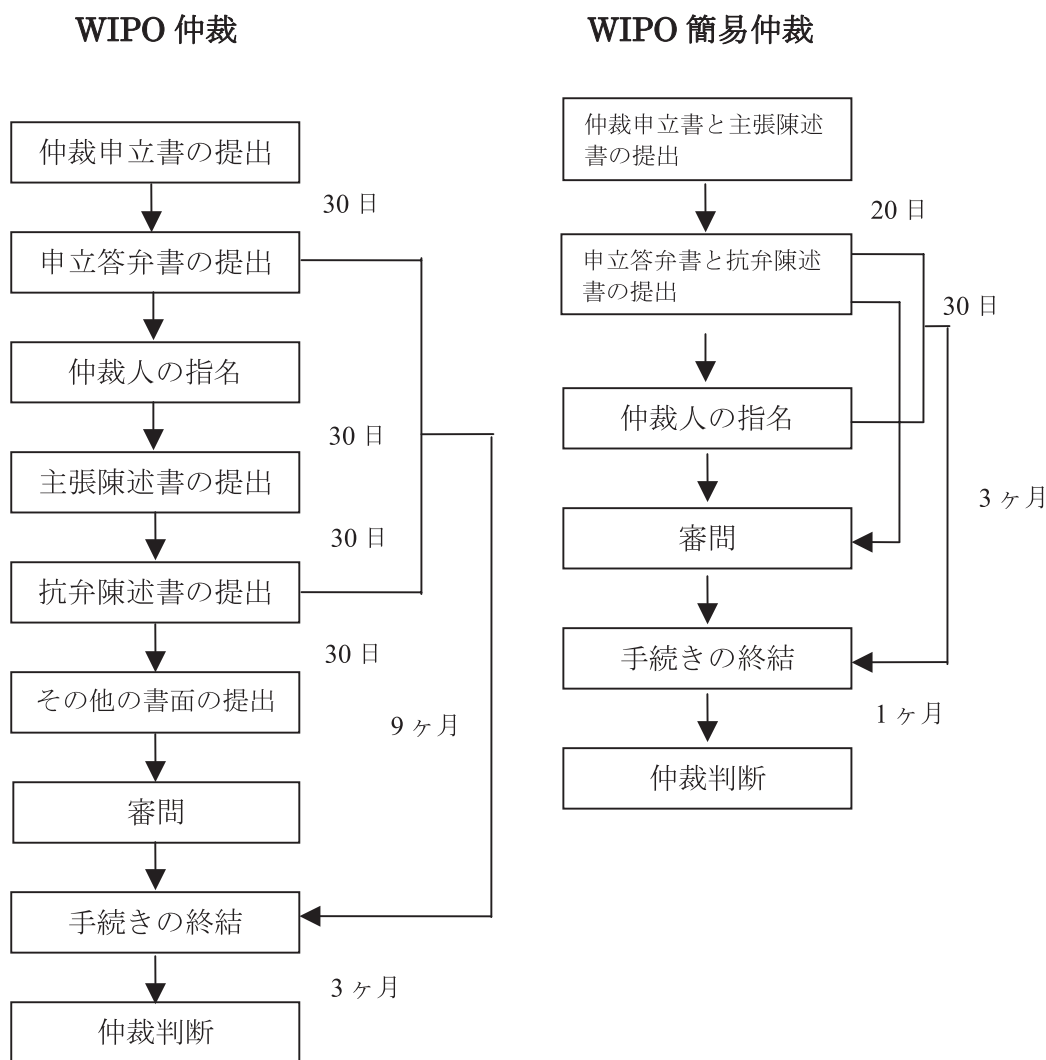
WIPO 仲裁手続きにおいては、当事者は単独の仲裁人に判断を委ねることができる。3名による仲裁廷を希望する場合には、当事者のそれぞれが1名の仲裁人を指名し、両当事者に指名された2名の仲裁人が、首席仲裁人を選任する。場合によっては、WIPOセンターが係争内容と関連した分野の経験をもつ仲裁人を推薦したり、仲裁廷を選任したりすることができる。WIPOセンターの

名簿に記載された仲裁人は、紛争解決において経験豊富な人物、専門分野に特化した実務家や専門家にいたるまで、知的財産権の法的小よび技術的な側面を幅広く網羅している。

・中立性

当事者に中立な国籍の第三者を仲裁人として選択することができるのみならず、適用法、手続き言語、仲裁地といった重要な項目について当事者が決定を行うことができる。これにより、当事者の一方が地の利による優位に立たないようにすることができる。

図表4 WIPO 仲裁と簡易仲裁の手続きフロー



・ 秘密性

WIPO 仲裁規則のもとでは、仲裁が行われているという事実、手続きの間に開示された情報、および仲裁判断を極秘にするなど、秘密性の保護を図っている。また、一方の当事者が開示したトレードシークレットやその他の機密情報に他方の当事者が接触することを制限することも可能である。¹⁷⁾

・ 仲裁判断は最終判断であり（上訴を伴わない）、かつ容易に執行できる

WIPO 仲裁規則のもとでは、仲裁判断を遅延なく執行することに当事者が合意する。この国際仲裁判断はニューヨーク条約に基づき国内法廷において執行することができるのは先述の通りだが、同条約は、仲裁判断を国内法廷が執行しない場合を限定的に規定している。現在、ニューヨーク条約には144カ国が加盟している。¹⁸⁾

知的財産権に関連した紛争の場合、仲裁が最適な手段でない場合もある。裁判所の判決を通じて公に先例を示したい場合や、模倣品が訴訟物となるような、一方の当事者に悪意が認められる場合は、仲裁のような当事者の合意に基づく手続きは不適當である。

前頁の図表はWIPO仲裁手続き、およびWIPO簡易仲裁手続きについてまとめたものである。同図表からも分かるとおり、WIPO簡易仲裁では仲裁をより短時間で進めることができ、仲裁にかかるコストもより低額となる。

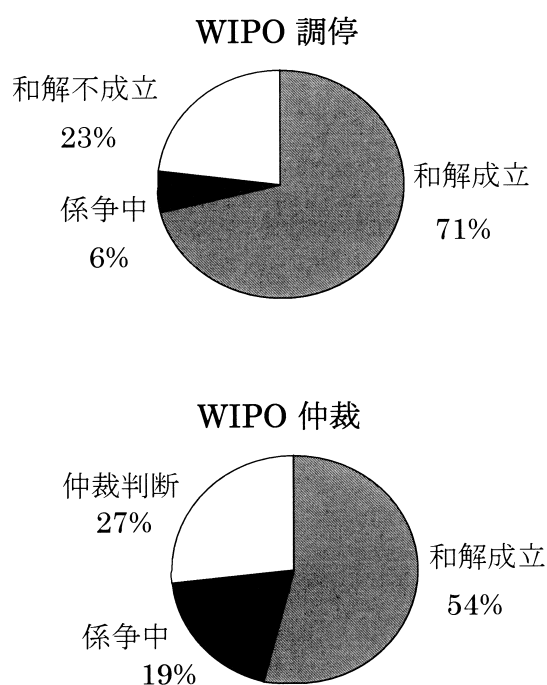
II. WIPO 調停および仲裁を利用した和解

WIPO センターにおける調停や仲裁では、手続上の様々な過程において紛争当事者が和解を試みる場面が多く見られる。ADRにおいて和解が試みられる傾向があることについては多数の仲裁機関や実務家により指摘されており、Price Waterhouse Coopers (PWC) による調査でも明らかにされている。¹⁹⁾ 同調査の参加者の25%は仲裁判断が下される前に和解に成功したと報告しており、また7%の参加者は合意のもとにおける仲裁判断を得ることができたとしている。

WIPO センターでは、調停や仲裁といった単一の紛争解決手続きによる和解のみならず、多種多様なADRを組み合わせることで、紛争解決の選択肢を増やすことができる。その一例として、簡易仲裁併用調停が利用された例がある。ウェブサイトを更新するためにソフトウェア会社と契約した出版社が、契約期間内に役務を完了しなかった同会社と、調停、および簡易仲裁で争った。両当事者の契約書は、60日以内にWIPO調停による和解が得られない場合、簡易仲裁によって紛争を解決することに合意した条項を規定しており、実際に調停では和解が得られなかったため、簡易仲裁により最終的な紛争解決がおこなわれた。

下記の図表にある通り²⁰⁾、WIPO調停の71%は和解によって終了している。また、仲裁については、54%が仲裁判断が下される前に和解によって終了している。

図表5 WIPO 調停・仲裁と和解



1. 調停手続の間における和解

WIPO 調停手続の第13条は、調停人が紛争当事者に対して和解の提案をすることができると規定している。²¹⁾ 調停を通じた話し合いにより、当事

者双方に利益をもたらすような和解策をさぐることができる。紛争両当事者により和解合意書が交わされると、同合意書は契約としての法的拘束力を持ち、適用される契約法（民法）に基づき執行することができる。

先述の通り、大多数のWIPO調停事件は手続きの間に和解に及んでいる。²²⁾ 典型的な最近の例では、テクノロジーコンサルティング会社と製造会社の間における紛争がある。本件において指名された調停人は特許の分野において経験が豊富な人物であり、2日間における調停の最後の段階になって、顧問弁護士を同席させず両紛争当事者の決定権を持つ人物と個別に会合した。その会合以前は、当事者は主に損害賠償の金額やロイヤリティーの支払いについて交渉をしていた。しかし、調停人が介入することによって、両当事者の役員同士が社内における問題を解決するにあたりそれぞれが相互にどう助け合えるかという話し合いをすることができた。その結果、各々が相手方に持っていた認識が誤りであることが明らかになり、また両者は相互に協力し合いたいという意思があることが確認され、一方の当事者による申し出を相手方が受諾した。最終的に、本件ではロイヤリティーを含む紛争解決の合意書が締結されたのみならず、将来のコンサルティング契約についても合意がとられた。

この事件は、調停が敵対する当事者にとって、長期的、かつ費用のかかる訴訟に至ることなく協力関係を結ぶためのきっかけとなった良い事例である。調停により両当事者のビジネスにプラスとなるようなテクノロジーの活用方法を見出すことができた成功例といえよう。

2. 調停終了後における和解

調停の期間内に和解が成立しなくても、調停に踏み切ることによって紛争当事者が紛争の種を明らかにし、またその根底にある両当事者にとっての利益を確認することができる。その結果、紛争の原因やビジネス関係について理解を深め、両当事者がさらなる交渉を行う機会をもたらす、調停後に和解に至ることがある。

製薬特許のライセンスについて争われたWIPO調停の例では数々の製薬特許権の申請を行ったヨーロッパの大学が、同じくヨーロッパの製薬会社とライセンスの契約内容について合意を行うため、調停人による介入を依頼した。調停人には製薬業界において多岐にわたる経験を持つ弁護士が指名された。わずか1日の調停協議の間に問題の識別がされ、相互がおかれている法的な事情について理解を深め、さらにはより幅広い提携関係について話し合いが行われた。この調停を発端とし、紛争当事者は調停人抜きに直接交渉を続け、和解の合意に至ることができた。

3. 仲裁手続の間における和解

紛争解決の機会を最大限に利用するためには、上記でも例示したように、知的財産権に関連する契約書に仲裁併用調停、あるいは簡易仲裁併用調停について規定する方法がある。²³⁾ この場合、定められた期間内に調停による紛争解決に至らない場合には、当事者の合意の基で仲裁手続、あるいは簡易仲裁手続を開始することができる。WIPOセンターの仲裁併用調停の実例によれば、調停により紛争解決を図ることができなかったとしても、仲裁を続けることにより、紛争内容がより具現化され、争いの対象範囲が縮小されることがある。

実際、仲裁手続の進行中に紛争当事者や仲裁廷が和解の可能性を見出すことは珍しくない。特に、当事者と仲裁廷の間における関係が良好であり、代理人とともに決定権をもつ人物が手続へ参加する場合、和解への道が見出されやすい傾向があるといえる。

WIPO仲裁規則第65条（WIPO簡易仲裁規則第58条）は、仲裁廷が適当だと考える場合には当事者に和解を試みるよう勧めることができると規定している。仲裁判断が下される前に紛争当事者が和解に達する場合は、仲裁廷は手続を終了し、当事者がさらに申請を行えば同意判定により和解合意の記録を残すことができる。和解による合意を同意判定に組み込むことでニューヨーク条約による和解の執行が可能になるというメリットがある。

WIPO センターにおける仲裁の中には、和解による解決を同意判定として実施した事例が多数ある。日本企業とヨーロッパのソフトウェア開発企業が IT 分野の特許権に関するライセンスについて争った WIPO 仲裁の事例では、当事者による主張を検討した後、単独の仲裁人は仲裁協議開始前の段階で当事者に和解を示唆した。当事者は和解のための合意書を用意し、和解協議の際に仲裁人がその合意書に基づいた仮の判断を提示した。この判断は、書面では提示されず、紛争当事者はすぐに和解に至ることはなかったものの、話し合いを重ねた後、和解に至ることができた。仲裁人による和解の勧告が功を奏した例である。

Ⅲ. WIPO 調停および仲裁における傾向の分析：特定履行の請求について

WIPO 調停および仲裁の多くの場合に請求されるのは損害賠償であるが、知的財産権の紛争の場合には、特定履行の請求が単独で、あるいは金銭的な賠償請求に付帯して請求される傾向がある。

紛争当事者の間にすでに契約関係がある場合、金銭的な賠償請求に先立ち、契約上における義務や権利といった特定行為について、義務の不履行、あるいは権利が侵害されているといった宣言を仲裁人に求めるケースが数多くある。これには、両当事者の契約における権利と義務を明確にし、新たな交渉を再開するためのきっかけを探るといった目的があるようである。ライセンスの合意内容を改定したり、また新たなライセンスを締結したりすることで、当事者が継続的なビジネス関係を維持することができるからである。

下記の事例は、WIPO センターにおいて証拠の機密保持、保証金の担保、文書の作成、および新たな契約締結による特定役務の履行といった特定履行が請求された例である。

1. 証拠の機密保存

WIPO 簡易仲裁を利用したアジアの発明者が、ライセンスに基づくロイヤリティの支払いに関して米国の製造会社を申し立てた件で、発明者は

自身が権利を有する特許権が侵害されたことを仲裁人が宣言するよう求めた。特許権の侵害という特定不履行を請求した例である。しかし、証拠開示の段階で、米国の製造会社は同発明者が競合者とライセンス締結の交渉をする可能性があることを明らかにしたため、仲裁人は、発明者が米国製造会社の企業秘密を開示した書類に接触することを禁じる保護命令を下した。最終的に下された仲裁判断では、特許権の侵害があったか否か、またこれらの特許権が先んじて使用されていたか否かという点について触れている。

2. 保証金の担保

上記の WIPO 仲裁 (II. 3「仲裁手続の間における和解」参照) で IT 分野について争われた紛争では、銀行保証の担保という特定履行請求がされた。同紛争では、仲裁手続の開始以前に、WIPO 仲裁規則第 46 条 (d) 項に基づき日本企業が被申立人のソフトウェア開発会社の所在地における管轄裁判所に対して銀行口座の凍結を被申立人に言い渡す暫定措置を申請していた。これに対し、ソフトウェア開発会社は日本企業に対して凍結された口座の原状回復を請求し、また仲裁人の同意なしには新たな訴訟を提起しないよう WIPO 仲裁手続において請求した。さらには、ソフトウェア開発会社の反対請求を担保するため、日本企業に銀行保証の提示を請求した。仲裁人は、裁判所における訴訟について直接明言することは控えたものの、ソフトウェア開発会社の請求を認め、日本企業に対して銀行保証の支払いを命じた。これにより、日本企業は命令通り銀行保証を提供した。

3. 文書の作成

製薬業の分野における紛争に関連した WIPO 仲裁に、欧州の製薬会社が米国製薬会社と排他的特許ライセンスを締結した事例がある。このライセンスは米国製薬会社が米国における薬品の認可 (US Food and Drug Administration (FDA)) を受ける義務を課していた。欧州の製薬会社は WIPO センターへ仲裁申立てを行い、同米国企業がライセンス契約について債務不履行であるとする決

定、また債務不履行に伴う契約の終了を欧州企業が行使することを認めるよう請求した。さらに同欧州企業は米国企業に対し、製薬品の開発状況についての情報提示と債務不履行による損害額の評価を仲裁人に請求した。仲裁判断では被申立人の責任について部分的仲裁判断が下されたが、同紛争における単独の仲裁人は被申立人が申立人に対して薬品の開発の進捗状況、およびFDAによる製品の認可の取得状況について文書を作成し、開示するよう命じた。さらには、薬品の臨床実験の進捗と結果に関する情報提示、および特許権申請の状況報告をすることを命じた。

4. 新たな契約締結による特定役務の履行

ソフトウェアライセンスが関連したWIPO調停の事例として、欧州航空会社が米国ソフトウェア企業との間における世界規模の航空券販売の管理開発に関するライセンス契約を終了したことから生じた紛争の例がある。同契約は、より具体的なソフトウェアのサポートサービスを提供する合意書を伴っていた。ソフトウェア企業はこの契約終了について、航空会社が保持するソフトウェアの権利期間は終了したという理由から、ソフトウェアの返却を求めていた。反対に、航空会社はソフトウェア保持の権利があると主張し、調停を申し立てた。調停の結果、紛争当事者は新たなライセンスの締結にこぎつけ、特定履行の請求が成立した。

おわりに

紛争は知的財産権の活用および商業化をおびやかすものである。紛争を解決するための適正な手段を見つけ出すことは、知的財産権の取引関係をもつ紛争当事者にとって、現状のビジネス関係をこじらすことなく紛争をより公平にかつ効率的に解決する上で非常に重要なことである。WIPOセンターの調停や仲裁の事例は、中立の第三者による介入が、当事者がおかれている独自の状況に沿った上での効率的な紛争解決につながることを確かなものにしたといえるだろう。

(注)

1) WIPOセンターは1994年に、時間およびコストにおいて効率的なADRの枠組みを実施するために設立された。特に知的財産権に関する紛争について、仲裁、調停、および専門家による決定などによる紛争解決を図っている。WIPOセンターのURLは下記の通り。<http://www.wipo.int/amc/en/index.html>

また、WIPOセンターでは知的財産権の領域におけるADRの利用の潜在的な有用性についても情報提供やアドバイスをを行っている。その一例として、ADRの特性に即した紛争解決条項（調停条項、仲裁条項など）の雛形をウェブサイトで提供している。<http://www.wipo.int/amc/ja/arbitration/contract-clauses/clauses.html>

紛争当事者が紛争手続の管理および進行をWIPOセンターに委託する場合、WIPOセンターの重要な役割は、紛争の諸問題を解決するにふさわしい専門知識や経験を備えた第三者（仲裁人、調停人、および専門家）を指名することである。

2) WIPO調停規則、仲裁規則、および簡易仲裁規則の日本語訳については、下記ウェブサイトを参照。http://www.wipo.int/freepublications/ja/arbitration/446/wipo_pub_446.pdf

3) AGICOA Conflict Rules 第2条。<http://www.agicoa.org/english/rightsholder/Conflict%20Rules%202008.pdf>

4) AGICOAのための簡易仲裁規則に関する詳細については、下記ウェブサイトを参照のこと。

<http://www.wipo.int/amc/en/arbitration/agicoa/>

5) 専門家による決定（「Expert Determination」）は2007年に採択された新しいWIPO紛争解決手続である。同手続においては、紛争当事者が合意のもとで紛争内容を単独、あるいは複数の専門家へ申し立てし、決定は当事者がその他の合意をとらない限りにおいて拘束力をもつ。この専門家による決定は、例えば技術、自然科学、あるいはビジネスの領域における次のような場合に活用できる。知的財産権の鑑定、ロイヤリティー配分比率の確定、特許権の請求範囲、あるいはライセンスにより定められた権利範囲に関する解釈などがあげられる。

6) WIPO仲裁規則第49条-第51条。

7) WIPO仲裁規則第55条。

8) WIPO仲裁規則第73条-第76条。

9) WIPO仲裁の事例は下記ウェブサイトで照会することができる。<http://www.wipo.int/amc/en/arbitration/case-example.html>

- 10) WIPO センターにおいては、WIPO ECAF と呼ばれる電子手続の利用が可能。これにより、紛争手続の当事者は応答や書面の提出、および書類の照会をインターネット上で行うことができ、手続をより円滑に、かつ効率的に進行させることができる。WIPO ECAF に関する詳しい情報は、下記のサイトを参照のこと。http://www.wipo.int/amc/en/ecaf/index.html
- 11) B. Hanotiau, L'arbitrabilité des litiges de propriété intellectuelle : une analyse comparative, 2003, 21 (1), ASA Bulletin, p. 3-15.
- 12) ニューヨーク条約第 V 条(2)項は次の通り定めている (社団法人日本商事仲裁協会による和訳を転載)。

「仲裁判断の承認及び執行は、承認及び執行が求められた国の権限のある機関が次のことを認める場合においても、拒否することができる。

- (a) 紛争の対象である事項がその国の法令により仲裁による解決が不可能なものであること。
 (b) 判断の承認及び執行がその国の公の秩序に反すること。」

- 13) 知的財産権の紛争を仲裁により解決することを明示的に禁じている国は少なく、南アフリカが例としてあげられる (特許法 1978, 18.1 条)。その他の国々は、知的財産権の有効性の問題も含め、知的財産権関係事件を仲裁することを容認している。例えば、スイス (スイス国際私法第 177 条。知的財産権州局の 1975 年 12 月 15 日の判定 (Federal Office for Industrial Property, Ruling of December 15, 1975) は、知的財産権の有効性に関する仲裁判断の執行を認めている。Patent, Trademark, Model and Design Reporter, 1976, p. 10 参照)、ベルギー (特許法第 51 条 s.1)、イギリス (Final Report on Intellectual Property Disputes and Arbitration, Julian Lew, ICC Bulletin Vol. 9/nr. 1, May 1998, p. 42-43)、およびアメリカ (アメリカ特許法 Section 294) がある。フランスにおいては、パリ控訴院が有効性の判断は紛争当事者の間のみに影響を及ぼすという制限の範囲において仲裁人の権限の範囲内であると判断した判決がある。無効と判断された特許権は第三者に対して効力をもたず、例えば特許庁に登録を届け得ることはできない。ただし、同訴訟においては有効性の判断は訴訟物の主体ではなく、特許権の有効性は被告により付帯請求されたという背景があり、仲裁適格と知的財産権の有効性の関係において、僅かな隙間を縫って得られた判決であることに留意された

い。パリ控訴院 第一部, 2008 年 2 月 28 日, Société Liv Hidravlika DOO 対 SA Diebolt, La Semaine Juridique, Edition entreprise et affaires, No.19, 8 mai 2008, pp. 25-27.

- 14) Sophie Lamb, Alejandro Garcia, Arbitration of Intellectual Property Disputes, Arbitrability and Public Policy, in Global Arbitration Review, The European and Middle Eastern Arbitration Review 2008, http://www.globalarbitrationreview.com/handbooks/3/sections/5/chapters/66/arbitration-intellectual-property-disputes. なお、日本の仲裁法においても「特許権を含む知的財産関係事件については、無効の抗弁も含め、おおむね仲裁適格を肯定している」と解釈されている (「新仲裁法の理論と実務」三木浩一/山本和彦編, 有斐閣 (2006 年 4 月), p. 58-60).
- 15) WIPO 調停規則の第 9 条は次のように定めている。

「調停は両当事者が合意した方法で実施される。これについて当事者が合意しない場合、かつその限りにおいて、調停人は、本規則に従い調停が実施されるべき方法を決定するものとする。」

- 16) 調停人に対する報酬の目安 (「The Schedule of Fees and Costs - Mediation」) については下記を参照のこと。http://www.wipo.int/amc/en/mediation/fees/index.html
- 17) WIPO 仲裁規則第 52 条および 55 条。
- 18) ニューヨーク条約加盟国のリストは、下記のウェブサイトを確認できる。http://www.uncitral.org/uncitral/en/uncitral_texts/arbitration/NYConvention_status.html
- 19) Price Waterhouse Coopers “International arbitration: Corporate attitudes and practices 2008” http://www.pwc.co.uk/eng/publications/international_arbitration_2008.html
- 20) 2009 年 3 月における WIPO 事件統計
- 21) 特に WIPO 調停規定第 13 条(a)項は、次の通り規定している。

「調停人は、自らが適当であると信じるあらゆる方法をもって、当事者間の争点の解決を図るものとする (後略)」。

- 22) WIPO 調停の事例は下記ウェブサイトで見ることができる。http://www.wipo.int/amc/en/mediation/case-example.html
- 23) WIPO センターが推奨している [簡易] 仲裁併用

調停の契約条項および付託合意は下記の通り。

「本契約および本契約の今後の改訂の下で、あるいはこれらに起因ないし関連して生ずる、あらゆる紛争、論争ないし請求（契約の成立、効力、拘束力、解釈、履行、違反、解除、ならびに契約外の請求を含み、これらに限定されない）は、WIPO 調停規則に従い調停に付託されるものとする。調停地は〔場所を記述〕とする。調停において使用される言語は〔言語を記述〕とする。

当該紛争、論争ないし請求が調停開始後〔60〕〔90〕日間の調停の結果として和解に至らない場合、かつその限りにおいて、いずれか一方の当事者が仲裁申立書を提出することにより、当該紛争、論争ないし請求は WIPO〔簡易〕仲裁規則による仲裁に付託され、かつその仲裁によって最終

的に解決されるものとする。また、上記の〔60〕〔90〕日の期間満了前であっても、一方当事者が最初から、あるいは途中から調停手続きに参加しない場合、当該紛争、論争ないし請求は、相手方当事者が仲裁申立書を提出することにより WIPO〔簡易〕仲裁規則に従い仲裁に付託され、かつその仲裁によって最終的に解決されるものとする。〔仲裁廷は〔3名の仲裁人〕〔単独の仲裁人〕によって構成されるものとする。〕注 仲裁地は〔場所を記述〕とする。仲裁手続において使用される言語は〔言語を記述〕とする。紛争、論争ないし請求は〔管轄を記述〕の法律に従い決定されるものとする。」（注 WIPO 簡易仲裁規則においては仲裁廷は単独の仲裁人により構成されるものと規定されています。）

<http://www.wipo.int/amc/ja/arbitration/contract-clauses/clauses.html>を参照のこと。

（原稿受領日 平成21年4月8日）